＜東広島市介護分野資格取得等補助金Q＆A＞

【問１】

**交付申請はいつまでにする必要がありますか。**

→回答

　別紙『東広島市介護分野資格取得等補助金について』の受付締切日をご確認ください。当日必着です。ただし、年度とまたぐ研修（一つの研修期間が4月1日を超えるもの）については、研修開始後の4月1日から4月15日までの間に申請してください。

【問２】

**１事業者（法人）の中でA氏が介護福祉士国家試験受験のため「東広島市介護分野資格取得等補助金」の交付申請を行い、同一年度内に「東広島市障害福祉分野資格取得等補助金」の交付申請を行うことは可能ですか。**

→回答

　同一人物が同一資格を「介護分野」と「障害福祉分野」それぞれの補助金に交付申請するのは不可。しかし、別の者が同一資格を「介護分野」と「障害福祉分野」それぞれの補助金に交付申請するのは可。

（例：同一事業者からA氏が「介護分野」の介護福祉士へ、B氏が「障害福祉分野」の介護福祉士へ申し込みするのは可能。）

【問３】

**対象従業者はどのような人が対象となりますか。**

→回答

　交付申請日時点で雇用している人が補助金対象となります（交付申請日時点で雇用予定の人は補助金対象外となります。）。また、正規雇用職員のみ補助金対象となります（非正規雇用職員およびパート職員等は補助金対象外となります。）。

【問４】

**本人が負担した研修受講料又は資格試験受験料は補助金対象となりますか。**

→回答

一旦、本人が研修実施機関又は資格試験実施機関へ支払った費用について、補助金実績報告までに、事業者が本人へ当該費用として給付した金銭がある場合は、対象となります（補助金交付対象者は本人ではなく事業者となります。）。

【問５】

**対象従業者が１年以内に退職した場合は、どうなりますか。**

→回答

　当該補助金は、介護サービス事業所等における人材確保、職員の定着及びサービスの質の向上を図ることを目的として整備しました。そのため、補助金の交付を受けた日から起算して１年を経過する日以前に対象従業者が交付申請時に勤務していた介護事業所等を退職したときは、交付決定の取消の取り消しとなり、補助金を返還しなければいけません（対象従業者が死亡した場合又は引き続き本市の区域内に所在する他の介護事業所等において介護サービスに従事している場合は除きます。）。

　補助金交付後に、補助金交付日から1年以内に対象従業者が退職等した場合であっても、補助金交付日から1年後の状況を、「対象従業者報告書」に必要な書類を添えて、補助金の交付を受けた日から1年を経過した日から起算して30日以内に必ず報告してください。

【問６】

**申し込み多数の場合は、どうなりますか。**

→回答

　予算の範囲内で、先着順となります。そのため、年度途中で申請受付を終了する場合があります。